

## 兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学共同研究講座に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」と言う。）が設置する芸術文化観光専門職大学（以下「大学」という。）における共同研究による講座（以下「共同研究講座」という。）の設置運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 共同研究講座は、共通の課題について大学と共同して研究を実施しようとする外部の企業等から受け入れる経費等を活用して設置運用し、当該研究の進展及び充実に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、外部の企業等からの資金により、当該共同研究の講座にかかる教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。

### (名称)

第4条 共同研究講座には、当該共同研究講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 共同研究講座の名称について、外部の企業等から申出のあった場合は、外部の企業等が明らかになる名を前項の名称に付加することができる。

### (設置の申請)

第5条 学部長は、理事長に対して共同研究講座の設置に係る代表者からの申込みがあり、この申込みが大学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めた場合は、教授会の議を経て、その設置について理事長に申請するものとする。

- 2 前項の申込み及び申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 共同研究講座申込書（様式第1号）
- (2) 共同研究講座の概要（様式第2号）
- (3) 担当予定者の履歴書（様式第3号）
- (4) 共同研究講座申請書（様式第4号）

### (設置)

第6条 理事長は、前条の申請があった場合は、教育研究審議会の議を経て、共同研究講座を設置することができる。

- 2 理事長は、第1項の規定により、共同研究講座を設置した場合は、速やかに学部長に共同研究講座受入承認書（様式第5号）を交付するとともに、申込者に対しては共同研究講座受入承諾書（様式第6号）により通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 前条第1項において共同研究講座を設置した場合は、理事長は、別に定める契約書により企業等を相手方として契約を締結し、共同研究の受け入れのための手続きをとるものとする。

（開設期間等）

第8条 共同研究講座の開設期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、共同研究講座の開設期間は、更新することができる。

- 2 学部長は、前項の開設期間が終了したときは、共同研究講座における教育研究の成果のとりまとめを行い、学長に報告するものとする。
- 3 共同研究講座の教育研究内容等の変更及び開設期間を更新する場合の手続は、設置の例による。

（共同研究講座の構成等）

第9条 共同研究講座には、次の各号に掲げる者をそれぞれ置くものとする。

- (1) 大学に勤務する教員（兵庫県公立大学法人教職員就業規程（平成25年法人規程第25号）第2条に規定する教員）
- (2) 大学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する外部の企業等から受入れる研究員（以下、「共同研究員」という。）

（共同研究員）

第10条 共同研究員は、当該共同研究講座が行う教育研究（専ら研究に従事する場合を含む）に従事する。

- 2 共同研究員は次の各号のいずれかに掲げるものとする。
  - (1) 兵庫県公立大学法人客員教員設置要綱に規定する客員教員
  - (2) 芸術文化観光専門職大学客員研究員規程に規定する客員研究員

（経費の受入れ）

第11条 共同研究講座に係る経費は、原則として、その開設期間に係る総額を一括して受け入れるものとする。ただし、事業年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

- 2 共同研究講座に係る経費の額は、謝金、旅費、消耗品費、使用料、設備費、備品購入費、光熱水費等の当該共同研究講座の実施に直接必要な経費（以下「直接経費」と

いう。)、当該共同研究講座に関連し直接経費以外に必要な経費(以下「間接経費」という。)、及び必要な人件費の合計額とする。

3 間接経費は、原則として直接経費の20%に相当する額とする。

(特任教授等)

第12条 学長は、芸術文化観光専門職大学特任教授等称号授与規程第3条第4号に基づき、共同研究員に特任教授等の称号を付与することができる。

(特許等の取扱い)

第13条 共同研究員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、芸術文化観光専門職大学知的財産取扱規程による。

(共同研究の取扱い)

第14条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座で実施する共同研究の取扱いについては、芸術文化観光専門職大学における共同研究規程第3条及び第10条から第17条に定めるところによる。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。